資料１

議案第　　号関係

あま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（概要）

１　改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免措置については、令和２年度の国の財政支援に基づき令和２年６月に定めておりますが、令和３年度においても国の財政支援が継続されることから、関係規定を改正するものです。

２　改正の内容

〇附則第１８項（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免）

減免の対象となる保険税に、令和３年度分の保険税を加えるものです。

また、減免の対象となる保険税の納期限の範囲を、令和４年３月３１日までに延長するものです。

３　施行期日等

公布の日から施行し、令和３年４月１日から適用します。